

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4110
20年12月11日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

地域の集会へ参加しました

おはようございます。

新型コロナウイルスの感染拡大で組合活動も制限されていますが、感染予防を行った上で集会などは実施されています。支部も地域の仲間の集会に参加してきました。

長崎バスユニオン 闘争報告集会

12月8日(火) 18時より勤労福祉会館において「長崎バスユニオン闘争報告集会」が開催されました。支部からも3名が参加しました。

集会は加世田地区労書記長の司会でスタートし、小宮地区労議長が「高裁の勝利判決、原告の元の職場への復帰おめでとうございます。長崎バスユニオンのたたかいは地域の仲間も勇気づけられ、

郵政ユニオンや私立高校教諭が裁判に立ちあがった」と挨拶されました。続いて、裁判の担当弁護士である中川弁護士から、福岡高裁判決の詳しい説明がありました。地裁では認められなかった慰謝料や交通費の差額が認められた経緯などを分かりやすく説明されました。

最後に中川弁護士は「福岡高裁の裁判長は裁判官になる前は大阪の弁護士で使用者側(会社側)の弁護士をしていた。その人が、この様な判決を下すということはそれだけ会社(長崎バス)がした事がひどかったかという事です」と締めくくりました。



続いて、長崎バスユニオン 高委員長が「高裁判決を受けてストライキを

通告して団体交渉を行った。会社側はあっさり高裁判決の受け入れを表明し12月3日、原告4名が元の職場(桜の里営業所)に戻る事ができた。」と報告されました。



その後は原告4名も登壇し、それぞれが自分の言葉で支援のお礼を述べました。

集会の最後は小宮地区労議長の見聞ガンバローで今集会を締めくくりました。

2021 春闘討論集会

12月5日(土) 長崎県勤労福祉会館において2021春闘討論集会が開催され、支部から向井

副支部長と山田書記長が参加しました。

今集会は、Zoomシステムを使つてのオンライン参加との併用で行われました。また会場もできるだけ間隔を空けるなど、新型コロナウイルス感染防止の徹底を行った中での開催となりました。

集会は坂上春闘共闘副議長の前司会が始まり、春闘共闘会議を代表して飯田議長は「労災病院ではストライキをかまえてたかかった結果、賃金カットを阻止できた。コロナ禍で大変な中、要求を諦めがちですが21春闘は足を踏み出してたかかってもらいたい」と挨拶されました。

続いて原全労連常任幹事が、各地方の組織拡大の状況などを中心に約1時間講演をされました。休憩を挟み鳥巢事務局長が「春闘のとりくみについて」提起されました。

質疑討論では労働争議の解決の報告がありました。当事者は「一人で悩んでいた時にSNSで組合の存在を知り、組合に加入した。組合に加入したことで会社も怯み、示

談が成立した。組合に助けられた経験を活かし今後には助けられる側になりたい」と発言されました。



郵政ユニオンからは、向井副支部長が「郵政労契法20条裁判」の最高裁判決と長崎地裁に提訴している郵政ユニオン集団訴訟の現状を報告しました。



質疑討論終了後、鳥巢事務局長が討論のまとめを行い、最後は飯田議長の見聞ガンバローで集会を締めくくりました

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員希望者全員が正社員化を。

めいせ、均等待遇、なんの差別もなし

ユニオンは労契法裁判に勝利するまで

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。